

# 新規入場者教育用テキスト (Ver.2)

< 富岡町建物解体 J V 版 >



決心せよ！今日一日の無災害  
ひとつひとつ心を込めた建物解体



皆さん、はじめまして。そして、当工事へ来て頂きありがとうございます。

これから新規入場者教育を行いますので、良く聞いていただき、ぜひともこの現場では「災害・事故、トラブルを起こさないぞ！」という強い決意を持って入場いただきたいと思います。

皆さんが、施主になった気持ちで、また被災された方の気持ちになって作業にあたっただけならば、災害・トラブルのない現場になるものと確信しております。

なにとぞご協力を宜しくお願い致します。

【プロフィール】

- 氏名 [REDACTED]
- 生年月日 [REDACTED]
- 血液型 A型
- 出身地 山梨県甲府市 → 現在は仙台に居住
- 略歴 ●平成3年（1991年）[REDACTED]に入社  
●平成14年（2002年）より東北支店に転勤



◎相馬エネルギーパーク石炭・バイオマス焚き発電設備建設工事（相馬市）

◎平成29年度富岡町被災建物等解体撤去等工事（その2）から継続中

【はじめに皆様にお伝えしたいこと】

私は2002年に東北の地に来ましたが、そのほとんどを福島県の現場で過ごして来ました。伊達市、いわき市、相馬市と浜通りを中心に建築現場を担当し、2018年の2月に富岡町に着任して以来、こちらの地で解体工事を手掛けて来ました。震災から間もなく10年になろうとしています。まだまだ震災の爪痕は大きく残っております。そのような中で復興の一助となる仕事に携わる事が出来たことは「現場マン」として誇りに思うとともに、帰還された住民の皆様へ安心と信頼を持っていただけるよう「事故・災害のない現場づくり」を目指していきたくと思っています。

私は「皆さんに安全に作業をしていただき、日々笑顔で無事帰宅していただくこと。皆さんの家族や会社からお預かりしている大事な尊い命を工事完了まで守り、きちんとお返すこと」を信条としています。今日から現場に入っただけ皆さんの中には、ベテランの方もいれば経験の浅い方、解体未経験の方もいると思います。現場そのものが初めてという方もいると思いますが、「ルールを守って安全に作業をしていただく」ことは皆同じです。何卒宜しくお願い致します。

皆さんの身体、命を守るため時には厳しく指導させていただくこともあります。また、どうしてもルールを守れず自分や仲間を危険な目に合わせてしまう方には退場いただくこともあります。それは、安全をないがしろにしてケガをすれば、ケガをさせれば、ましてや命を落とすようなことがあれば、取返しがつきませんし、仲間、家族、同僚など多くの方が非常に切ない思いをすることになるからです。そうならない、させないようお互いに「安全」には強いこだわりを持っていきましょう。

先ほどもお話したとおり『現場は皆さん1人1人が貴重な宝物』です。私は「皆さんをきちんとお返し」出来るよう頑張っていきたいと思っていますので、皆さんもどうかご協力をお願い致します。そして皆さんと共に「富岡町の皆様へ安心していただける現場作り」を進めていきたいと思っています。皆様の力なくして現場は成り立ちません。どうか皆様の力を存分に発揮していただき、一丸となって「明るく、楽しく、美しく・・・整った現場づくり」を進めていきましょう！！

【入場にあたってのお願い】

H29その2工事では「87万時間」、現在の工事でも「60万時間以上」の『休業災害0（ゼロ）』を継続しています。通算では、単純計算で延べ20万人の方が現場に従事して休業災害は「0」を継続しております。この現場は働く皆様ひとりひとりの安全意識が非常に高い現場だと感じています。

皆さんも今日からその現場の仲間入りとなりますので、皆さんもどうか高い安全意識を持って現場作業を行っていただきますようお願い致します。

しかし、休業災害「0」と言ったとおり、不慮災害や交通事故、トラブルが全くないわけではありません。それを踏まえて以下のお願いをさせていただきます。

①架空線切断事故「0」→2020年6月15日に発生！

他現場も含めて今までの事故の多くは解体作業ではなく「移動時」や「積込時」などの付随作業でのちょっとした不注意によって発生しています。架線を切断することは住民の皆様への生活に害を与えるだけでなく、万一、光ケーブルなどを破線すると多額の賠償金が発生することとなります。

架空線付近の作業では、「監視員をつける、作業前に必ず目視確認をする」ことで多くの事故は防げていたと思います。「架空線を切らない」意識を持っての作業をお願い致します。

②重機災害・事故「0」

重機による災害は「死亡」に直結します。「動いている重機には近寄らない。動かす方は絶対に近くに入らせない。」ことを徹底願います。また、人だけではなく「残す家屋や構造物、隣地の家屋等」にぶつければ当然損傷します。動かす前に必ず周囲の確認を徹底して下さい。

③墜落・転落災害「0」

死亡災害で最も多い原因は「墜落」です。どうすれば防げるのか？は難しいことではありません。高い所に上ったら「安全帯を正しく掛ける」「万一落ちてネットなどがある」という原則を守ることによって多くの墜落災害は防げると思います。どうか、ちょっとした手間を惜しんで命を落とすことのないよう徹底願います。

④交通事故「0」

この現場で最も多い災害・事故は実は「交通事故」です。いわゆる「不注意」によるものがほとんどで少し気をつければ防げていた事故です。「交通ルール！守るあなたが守られる」の心がけで交通事故を防止しましょう。なお、プライベートであっても重大な交通事故（人身事故等）、交通違反（飲酒等）は絶対に起こしてはなりません。万一、起こした場合は必ず報告を！

⑤法違反によるトラブル「0」

法律に違反するようなトラブルは絶対に起こしてはなりません。解体廃棄物は所定の仮置場に運搬するルールとなっています。町外に持ち出したり、転売すれば犯罪行為となり罰せられます。過去に未遂も含めて何件か発生しており、警察が介入する事案となっています。また、不法投棄や不法埋設するようなことは法律違反だけでなく、社会的にも大きな影響を与えますので絶対に行わないようお願い致します。

なお万一、見聞きしたような場合は匿名で構いませんのでJVまでご報告をお願い致します。

⑥健康トラブル「0」

安全と同じく大事なことはご自身の「健康」です。健康でなければよい仕事は出来ません。持病等をお持ちの方はきちんと申告して下さい。また医師から通院、加療、投薬の指示が出されている場合は必ず守っていただき、医師の「就労可」の認定をもらって下さい。

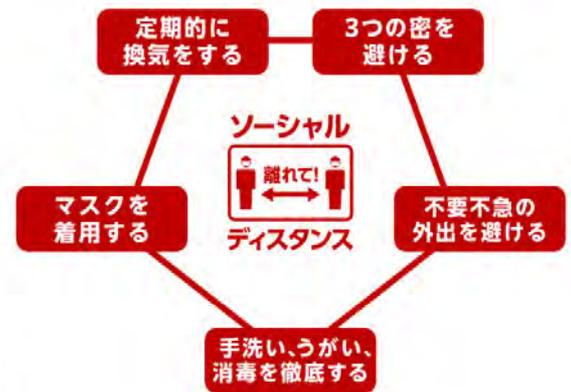
なお、コロナ対策、熱中症対策として検温、体調確認を実施しています。発熱時や不調時は絶対に無理せず休業、休養し、医療機関を受診するよう宜しくお願い致します。

## 【新型コロナに関するお願い】

一時期は感染者が縮小傾向にありましたが、増加に転じており、再度緊急事態宣言が発せられてもおかしくない状況になっています。感染しない、させないようお願いいたします。

とにかく、今は皆さんひとりひとりの自覚と責任ある行動が大事な時です。その行動が「自分を守る」こととなり「仲間を守る。職場を守る。家族や生活を守る」ことにつながり「富岡町を守り、復興工事を守る」こととなります。

なお、万一自分自身の感染が判明した、PCR検査を受けた、発熱他体調異常が発生したなどの場合や家族や同僚、または宿舍等で同様の事態が発生した場合は必ず1次会社を通じてJVに報告いただくようお願いいたします。なお、医療機関や保健所等から指示があった場合は必ず従っていただくようお願い致します。



### ①3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。

作業時、休憩時はソーシャルディスタンス（相互距離）を最低1m（出来れば2m）取りましょう。車での移動時はなかなか難しいですが2名乗車の場合は、助手席ではなく運転席と対角に座るなどの配慮をお願いします。複数名の乗車時は、マスク着用、窓の開放等の対応をお願いします。仲間なのだから「大丈夫！」ではなく、仲間だからこそ今はお互いに「配慮」して下さい。現場の事情で車内で休憩を取ることとなりますが、窓・ドアの開放やずらして休憩するなどの配慮をお願いします。喫煙は受動喫煙のことも考え、時間差で喫煙しましょう。

### ②不要不急の外出は控えましょう。

「感染するのは自己責任」ではなく、もしかしたら「自分が感染させるかもしれない」というリスクがあります。また、万一感染したら「最低2週間」は働くことも出来なくなります。感染しなくても「濃厚接触者」となれば同じです。特に「夜の街関連」への不要不急の外出は避けてください。

### ③マスクの着用をお願いします。（作業中はコロナ対策関係なく必着です）

朝礼時もマスク着用が必須です。もちろん工事用マスクで構いません。作業中はコロナ対策に関係なく、除染等の工事のためマスク着用が決まっています。夏場は暑いので鼻など出しがちですが正しく着用願います。会話時や複数名での乗車時は必着です。

### ④現場入場前の検温、体調確認をお願いします。（熱中症対策にもつながります）

37度以上の発熱がある場合や、咳症状、下痢、嘔吐、食欲不振、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合は報告した上で「お休み」し医療機関を受診して下さい。

### ⑤手洗い、うがい、消毒を実施願います。

現場では水道などが無くなかなか頻りに手洗いできないかもしれませんが、手洗い水などを準備しておき休憩時等手洗いの実施をお願い致します。

「ご安全に！ご健康に！」

# 【新規入場者の心得】

2020-0515-Rev6

平成31年度富岡町被災建物等解体撤去  
JV工事事務所

TEL 0240-23-5181  
FAX 0240-23-6516

## □ 今日からこの現場で働くみなさんへ

当現場では、皆さんに【安全に】【安心して】作業していただくためにルールを設けています。  
これから説明する内容をよく聞いていただき、日々家に笑顔で帰れるように災害防止に努めて下さい。  
当現場では、働く皆さんが誇りに思えるような「より良い現場づくり」を目指しています。  
「あの現場は良かった！」と言われるように、所員一同努めますので宜しくお願い致します。

## 1. 工事の概要

### 工事概要

工 事 名 : 平成31年度富岡町汚染廃棄物対策地域における被災建物等解体撤去等工事  
工 事 の 目 的 : 東日本大震災で被災した建物を申請者様の要望により解体撤去する工事です。  
特 徴 : 解体作業する場所は富岡町避難指示解除済区域に点在しており、周囲の解体対象外家屋や除染完了部分に十分な配慮が必要です。  
また除染電離則・電離則の適用を受けるため放射線防護教育が必要となります。  
発 注 者 : 環境省 福島地方環境事務所  
委 託 監 理 者 :   
施 工 :   
工 事 場 所 : 福島県双葉郡富岡町 地内  
工 期 : 2019年4月9日～2020年6月30日

<工事内容> :  
延 床 面 積 : 申請建物・構造物解体撤去工事

## 2. 現場安全衛生活動方針

◆ 現場一丸となった「チームワーク」と「自主的安全活動」を推進し、全工期を通して無事故・無災害での工事達成を目指す。

### 【所長方針】

## 3つの「あい」でより良い現場をつくりあげよう！

■ 「EYE」 「目」で見て確認しよう！ 危険に気付く「目」を持とう！

■ 「愛」 情をこめて、住民の皆様にご満足される誇れる仕事をしよう！

■ 「アイ」 デアを出し合って、安心安全な現場運営を実現しよう！

### 【重点施策】

■ 「落ちない！ 落とさない！ 挟まれない！ 転ばない！ 火を出さない！」を徹底しよう

■ 事前検討・周知を確実に実施し、みんなで意識を共有して、危険の芽を排除していこう。

■ 全員が積極的に参加して安全活動を推進していこう。(自分だけはいいだらうは×)

■ 「職長会活動」を活発に行い、現場チームワークを強化していこう。

## <これだけは守ろうよ>

- 解体材の分別を徹底して下さい。**
  - フレコンにおける可燃・不燃は、適切に仕分け・分別を行う事。仮置場では他社JVが中味を確認しています。仕分け不備、分別が悪い場合は、再度詰め替えの作業をすることになります。また環境省に報告され、その後の分別指導が厳しくなっていきます。他人事とは考えず、きちんとした分別を。
- 過積載注意**
  - 過積載車両が散見します。過積載で公道を走行することは道路交通法違反です。仮置場では過積載車両の受け入れは出来ません。現場に戻って適切な量に減らすことになります。オペレータは積込に際して過積載にならない様に十分注意して下さい。
- 重機作業と人の分離作業の徹底**
  - 退避・合図を徹底(作業員～重機オペ用チャイムの活用、グッパー運動)する。
  - カラーコーン及びバーの設置及びトラロープでの作業区画を明示徹底する。重機稼働中の区画内に入ることは厳禁！
- 高所作業(解体・足場・養生作業等)では安全帯を必ず使用**
  - 親綱や安全設備の先行設置を確実にする。
  - 過去の当現場における災害事例でスレートの踏み抜きによる墜落災害(未遂)が発生しています。
- 無断で〇〇禁止**
  - 無断駐車をしない。無断仮置きをしない。無断で残置物を持ち出さない。(窃盗罪にあたります。)
  - 施錠されている建物内に無理に侵入したりしない。(不法侵入にあたります。)
- 環境省マナーアップ(ゴミ・交通ルール・身だしなみ)の励行、法令順守・規律・風紀の維持徹底**
  - 近隣等からの要望や苦情は、すぐJV事務所に報告して下さい。(規律、風紀の維持徹底)
  - コンビニ・商業施設へは泥靴・泥長靴では行かない事。モラルのある行動を。
  - 工事には関係の無いエリアや敷地へは立ち入らない事。
- 安全運転**
  - 前夜の深酒に注意。翌朝の車の運転が、酒気帯び運転状態となります。
  - 交通ルールを順守する。(スピード違反、ながら運転、シートベルト未装着、あおり運転は厳禁！)
  - 助手席サンバイザーへ車両許可証を掲示し、運搬車両も同様に許可証、ゼッケン等を掲示取付を行う事
  - 工事関係車両は富岡町内を走行する際は、法定速度内で走行すること。
  - 『お先にどうぞ』キャンペーンの推進。(後続車に道をゆずってスピードを出さない運動)運転中のくわえたばこ禁止。
  - 運転免許取得1年未満の方には通勤時の運転手や解体材運搬を行わせないこと。

## 3. 解体工事における『心得』

- ① 我々は復興事業の一員であり責任と誇りを持って業務に臨んでください。
- ② 申請者様の立場に立って、目線で考えて下さい。
- ③ 申請者様は震災から9年経過しています。大変お待たせしたという気持ちを持ってください。
- ④ 業務、プライベートに関わらず法令を遵守し、マナーやモラルのある行動を心がけて下さい。

## 4. 安全衛生活動

### <一日のサイクル>



### <週間のサイクル>

仮設物始業前点検 月曜日・週初め  
職長会安全パトロール 水曜日午前中

### <月間のサイクル>

安全大会 月始め朝礼前  
JV合同・支店パトロール 随時  
災害防止協議会 第4水曜日  
協力会社店社パトロール 月1回以上  
※土曜・日曜祝祭日は現場休工となります。

※夏季における高温日においてはこまめな休憩塩分・水分補給を行う事。

「熱中症予防対策スケジュール 2020」を参照の上、発症しないように注意！！

## 5. 労働災害発生の要因とヒューマンエラー

災害が発生する要因は大きく分けると以下の3つに分類されます

- ①「不安全な行動(人的要因)」⇒誤った動作、危険場所への接近などを意図的に行う
- ②「不安全な状態(物的要因)」⇒機械設備の作業方法の欠陥、防護・安全装置の欠陥など
- ③「安全管理上の不備」

労働災害全体の97.6%が不安全行動に起因すると言われています。

皆さんは現場に来て「災害を起こそう！事故を起こそう！」と思っていますか？

そのような方は絶対にいないと思いますが、それではなぜ事故・災害は起きるのでしょうか？

そこに存在するのが「ヒューマンエラー」です。皆さんも耳にしたことがあると思いますが、事故・災害の「8割」がヒューマンエラーによるものと言われています。

それでは、どうすればヒューマンエラーは防げるのでしょうか？

- ① ヒューマンエラーが発生しても大丈夫なように「安全設備面の対策」を行う。
- ② ヒューマンエラーが発生しないように現場の「安全管理活動を充実」させる。

皆さんには主に②の安全管理活動の充実にご協力をいただきたいと思います。

そのために皆さんひとりひとりが「高い安全意識を持って注意深く行動する」ことが重要です。

## 6. 災害防止への取組

●『安全基本行動』を実践しよう！

一声かけ	・声をかけ合って明るい職場をつくる。
現地KY&1人KY	・今日の自分の作業を思い浮かべて何が一番危険かを考えKYしよう。
指差喚呼	・とぎれた意識を要所で確認させるための手段として行う。

●「リスクアセスメントKY(危険予防)」を理解して全員で行おう！

朝礼後に、必ず全作業員さんが参加・発言して実施してください。

●「3H」作業時には問いかけ&確認をしよう！

3Hとは・・・「はじめて、へんこう、ひさしぶり」の頭文字(H)のことです。

多くの災害の要因に、この「3H」が当てはまると言われています。

職長さんは3H作業の時は必ず作業員さんに問いかけを、作業員さんは確認を実施しましょう

●「ヒヤリハット」を報告し共有しよう！ ⇒ヒヤリハットで危険の芽を摘みとろう！

1:29:300(ハインリッヒの法則)を知っていますか？

「不注意によるヒヤリとしたミス積み重ねが軽微な事故の原因となっており、軽微な事故の積み重ねが重大事故の原因になっている」というものです。

「ヒヤリハット報告」は危険の芽を摘み取るために重要ですので必ず報告をお願いします。

## 7. 悪天候時等の作業規制

以下のような時は、作業中止・中断となります。また、崩壊等の防止措置、事後点検が必要です。

JV職員の指示に従ってください。

- ① 強風 ⇒ 10分間の平均風速が「10m/s」以上 (吹流し角度=およそ90度)  
なお、暴風警報発令中は「クレーン作業」「高所作業」は中止となります。
- ② 大雨 ⇒ 連続雨量「50mm」以上 (「やや強い雨」、ザーザーと降る雨が半日以上)
- ③ 大雪 ⇒ 1回の降雪が「25cm」以上
- ④ 暴風 ⇒ 瞬間風速が「20m/s」以上
- ⑤ 地震 ⇒ 「震度4」以上の中震 ※津波警報が発令された場合は解除されるまで作業中止
- ⑥ 雷 ⇒ 雷光から雷鳴までの間が「24秒」以内
- ⑦ 環境省より指示のあった場合  
※仮置場については強風等の影響が内陸部より顕著に表れます。
- ⑧ 夏季の局所的な豪雨や雷発生時は作業を中止し、安全な場所に退避すること。

\* 津波警報・注意報が発令された時は、富岡駅周辺(浸水エリア)から退去する(6号線方面に)別紙参照(避難エリア・避難場所)して下さい。避難場所・交通状況により、歩行・車移動は各自判断して下さい。

## 8. 災害発生時

\* 災害発生時の第一報は(5分以内)職長・現場責任者及びJV職員に連絡して下さい。

**緊急性を要する場合は即、救急車の手配をお願い致します。！！**

\* 医師の診察(救急車が来る)を受けるまで、適切な緊急処置をして下さい。

：意識がない場合 右下横向きに寝かせる。口の中の異物を出す。後頭部を後ろにし気道を確保する

：息がない場合 人工呼吸 心臓マッサージ AED

：大出血の場合 出血部を高くし、出血部上部をタオル・包帯等で圧迫する

\* 仕事におこったケガ、病気で病院へ行く場合は必ず職長(職長⇒JV)に報告する。

翌日以降も同様に必ず報告してください。極力、所属会社の方やJV職員と一緒に行くようにして下さい。

\* 具合の悪い人を一人で休ませないようにして下さい。必ず付き添いを付けるようにし、JVに報告して下さい。

\* 被災者はスクリーニングを受けてから病院に行ってください。動かさない場合は放射線責任者が出向きます。

放射線管理責任者：[REDACTED]

※前年度工事において私病による緊急性を要する事象が発生しました。私病により定期的服薬をされている方は日々の自己管理を徹底し、体調異常時には周りの方に即お知らせください。

## 9. その他

\* 蜂刺されや毒虫による災害が増加しております。蜂によるアレルギーは場合によっては生命にも係わる

重大な事象となります。現場内に巣を発見した場合、速やかにJVに報告して下さい。専門家にて

撤去します。うかつにてを出さない事。また過去に刺された経験のあり方は抗体検査をお勧めします。

\* 冬期間は工事・通勤車両はスタッドレスタイヤ装着、PM4.0運動(早めのライト点灯)の励行して下さい。

\* 通勤中に交通事故を起こした場合は職長(会社⇒JV事務所)に報告してください。警察にも通報義務があります。

## 10. 作業について

\* 作業を行うにあたっては**作業手順書・作業計画指示書**に基づいて行われます。職長さんは作業開始前に作業

内容の確認配置等、全員に周知徹底して下さい。作業手順書・指示書に記載されている**作業以外**は行ってはいけません。

(無断作業は厳禁です。)変更がある場合はJV職員に相談、許可を受けてからにしてください。

\* 解体・揚重による重機作業をする際には、オペレーターの方と一緒に**現地の状況確認**を行い、作業の共通認識を。

\* **吊荷下、作業旋回内**に入らないようにしてください。(落下物による死亡災害)

\* 作業箇所が電力架空線・NTT架空線が接近している場合は、表示／養生等は事前に協議して対応して下さい

(架空線の切断事故が多発しています。感電・停電等事故の無いよう細心の注意を行ってください。また

ユニックの転倒事故も発生しています。)

※浜通り地区の各工事現場で重機災害、架空線の切断事故、交通事故、熱中症の発症が多発しています。

くれぐれも類似災害を発生させない様、皆さんで注意をして作業を行いましょ

## 11. 電動工具・移動式発電機・ウェルダール・ガス切断機・振動工具・ワイヤーロープ

\* 持込みの電動工具は**全て3芯**(アース端子付き)とし、**2重絶縁マーク**仕様のみ2芯プラグ使用可とします

\* 電ドラムは野外作業となるので、防雨型3芯仕様とします。(ドラムのケーブルは巻き出して使用:発熱で損傷の恐れ)

\* 発電機・ウェルダールは必ずアース棒を地面にしっかり打ち込みアース線を取付して下さい。

(3KVA以上の発電機は漏電遮断器:ELB内蔵したものとし、リレー用接地アースと本体アース2か所とする)

\* 取扱い責任者を定め、忘れずに表示を行う。始業前点検と記録を必ず、責任者の方は実施して下さい。

\* 火気を使用する場合(溶接・溶断・切断(サンダー等)その他はJV職員に確認。)は**火気使用届**を事前に申請し、許可を受け、使用箇所には必ず消火器(消火器は火気使用作業が無くては必ず設置。)及び**消火設備**を設置して下さい。

(消火器は必ず型式の確認を行い有効期限の確認をする。地面に直接設置せず、台上に設置して下さい)

作業開始前に許可を受けた使用届の読み合せを行い内容、手順、養生方法、処置を作業者共、確認を行ってください。

(火気使用中は**昼休みも確認**。また火気使用後も**2時間までは確認時間**となります。)

また事前に火気使用箇所、周辺に可燃性の残置物の有無を確認し、撤去及び耐火養生を行ってください。

※前年度工事にて**溶断中の火の粉**による**火災事故**が発生しております。火災事故は人命や

他者の財産を焼失させる**重大な災害**に繋がりがねません。安易な考えは持たず**しっかりと**

**計画・対策・実行**をお願い致します。

\* 丸鋸、サンダー等の付属カバーを取り外したり、**改造又は取付位置**を変えたりしないで下さい。

\* **振動工具**(チェーンソー、プレーカー、電動ハンマー、エンジンカッター等)取扱いは**特別教育受講者**のことで

\* 玉掛け用ワイヤーロープは**4分(12mm)**以上とし、台付ワイヤーロープでの揚重作業は禁止です。

ナイロンスリングを使用する際には、荷重に見合ったものを！。劣化したスリングの使用は厳禁です。

**12. 現場作業ルールの確認** □内 レ:チェック入れてください!

① 健康、能力、服装の伴わない人は現場へは入れません □  
 身体の具合が悪い人は入場できません。体調が悪い人は出勤せず病院等で処置を受けてください。  
 服装は常に清潔にし、作業に合ったもので長袖長ズボンに統一します。「季節に関係無く、長袖(腕捲りはダメ)・長ズボンを着用です。」

② 保護具は必ずつけましょう □  
 作業中はいかなる場合も保安帽を正しくかぶり、顎ひもをしめてください。  
 作業に必要な保護具(防塵マスク、綿手袋、安全靴、安全帯、親綱、保護手袋、切創手袋、保護メガネ、踏抜き防止インソール)は必ず着用してください。バックホーは基本ドアを閉めて作業してください。  
 (オペレータは平地、傾斜地に係わらず必ずシートベルトを締めて作業のこと)

③ 重機、工具類の始業前点検 □  
 重機、工具類の始業前点検を必ず行い、結果を日々、点検簿に記入してください。  
 また解体用重機アタッチメントの種類により下表の運転室前面の飛来物防護措置が必要となります。

車両系建設機械(ブレーカを除く)の運転室	安全ガラス
ブレーカの運転室	安全ガラスor飛来物防護設備
鉄骨切断機又はコンクリート圧砕機の運転室	安全ガラス+飛来物防護設備
解体用つかみ機械の運転室	安全ガラス

④ 作業主任者・指揮者の指示に従い手順を守り作業・行動してください。 □  
 (勝手な行動しない、指示作業・予定作業以外行わない)

作業主任者を選任すべき作業	作業指揮者を選任すべき作業
・地山の掘削(掘削面の高さが2m以上)	・車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業
・足場の組み立て等(つり、張出し又は高さが5m以上)	・1つの荷の重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業
・建築物等の鉄骨の組み立て(高さ5m以上)	・高所作業車を用いて行う作業
・コンクリート造の工作物の解体等(高さ5m以上)	・建築物、橋梁、足場等の組み立て、解体、変更の作業
・石綿除去・撤去作業	(作業主任者を選任しなければならない作業を除く)

労働基準監督署の「臨検」にて監督官より各班の作業主任者・指揮者に自身の職務内容等について質問されることがあります。  
 任命された作業主任者・指揮者は自身の役割を理解・把握しておいて下さい。

⑤ 無資格作業の禁止 □  
 資格の必要な作業は有資格者が行ってください。無資格作業は厳禁です、違反者は退場となります。資格証は原本を携帯すること。  
 現場代理人及び職長は資格の無い作業員に有資格作業の強要は出来ません。  
 (資格証は毎日原本確認を実施します。原本を忘れてきた方は、原本を提示できるまで作業は出来ません。)

⑥ 主たる、用途外使用の禁止 □  
 重機の主たる用途以外の使用は禁止です。またトラロープは、区画のためのものです。固縛には使用できません。  
 クレーン付きバックホーで吊り作業時はクレーンモードで行うこと。つかみ解体機械で吊り作業は厳禁です。  
 またフレコンを引きずる行為も厳禁です。  
 B・Hのフックで吊荷を吊る際はアタッチメントをバケットに装着し直して行う事。それ以外のアタッチメント装着時は、揚重禁止です。  
 ※標準装備のバケット装着時のみです。アタッチメント交換時はJV職員の立会が必要です。

⑦ 高所作業について □  
 高さ2m以上での高所作業は必ず安全帯を使用してください。親綱の設置は原則腰より高い位置にしてください。  
 作業性優先のため床に親綱を張ることは、安全優先の観点からは適切ではありません。但し屋根瓦等撤去作業時は例外です。  
 まず安全を優先してください。(高所での、安全帯盛り替え作業が生じる時は、二丁掛け安全帯の使用をお願いします)  
 高さ5m以上での作業時はフルハーネス型安全帯の着用、使用となります。(特別教育受講済の方のみ)

⑧ 産業廃棄物と一般ごみの区別 □  
 工事で発生した解体廃棄物以外のゴミ、残材は産業廃棄物として処分します。個人で消費したもの(一般ごみ) 弁当の容器、ジュースの空き缶、たばこの吸い殻等はフレコンに捨てないでください。は適切な場所に規則に則って処分すること。  
 (使用済の綿手袋・防塵マスク等はフレコンには入れないこと。スクリーニング場の指定ポリバケツに処分して下さい)

⑨ 不法投棄の厳禁 □  
 申請解体家屋から発生した解体材等は所定の決められた場所に運搬・保管します。それ以外の場所には一切、運搬・保管することは出来ません。また解体敷地内の土中に解体材を埋める行為もそれぞれ不法投棄に該当します。

⑩ 解体材運搬用車両(ダンプ・アームロール車)で商業施設等への乗り入れ禁止 □  
 解体材の積載有無にかかわらずダンプ等での商業施設等への乗り入れは禁止です。買い物は社用車及び通勤車両で行って下さい。ただし給油については、積込無しの状態で行く様にお願いします。

⑪ 脚立の持ち込みと作業の禁止 □(持ち込み及び無許可使用は絶対禁止です。所長から許可を得られた場合のみ可能となります。)

⑫ 携帯電話(スマートフォン)の使用について □  
 現場内を歩きながらの通話は非常に危険です。緊急時の電話の場合には作業中断し安全な場所に移動してから通話して下さい。

⑬ 労災かくし □  
 労災(労働災害)とは、労働者が仕事でケガや負傷することを言います。労災を隠したり、事実や内容に嘘をつくことを「労災かくし」と言います。「労災かくし」は犯罪であり、法令違反となります。法令遵守こそが会社のためになり自分と家族を守ることに繋がることを自覚してください。遠慮せず必ず報告すること。  
 (帰宅してから気づいた時、労災の発生を見聞きした時も同様に報告して下さい。)

⑭ 電子データ、図面の取り扱い □  
 電子データ、図面等は適切に取り扱って下さい。飛散防止に努め、使用後はごみ箱への廃棄はしないようにお願いします。不要になったら、JV職員に返納してください。  
 SNSや動画サイトに工事状況を投稿する事は絶対禁止です。解体申請者の個人情報漏えいになります。



グッパー運動の実施



3・3・3運動

トラチョッキ/ヘルバンド(支給)について  
 (1) 作業主任者/作業指揮者  
 (2) 合図者  
 (3) 玉掛け者



ブザーの活用

緑	1月	5月	9月
黄	2月	6月	10月
赤	3月	7月	11月
白	4月	8月	12月

注意: 点検実施後点検色のテープを巻くこと。  
 : 玉掛け用具は使用前点検を必ず行い点検表に点検結果を記入すること。  
 : 一般小電動工具は差し込み部にテープを巻くこと。(持込み機械は点検表を添えてJVに提出申請のこと)

**13. 環境活動について**

- ① 環境事故(粉塵、油漏れ、タイヤ付着泥による道路汚損、解体材の運搬中の落下等)は社会への影響が非常に大きいので注意願います。  
 ※バラ材運搬時、振動によって解体材が落下することがあるので荷台にシートを張り、落下防止に努める。
- ② 国道および一般道、近隣地住宅、施設への飛散、風散のないよう養生、固縛をお願いします。
- ③ 産廃、一般ごみとの区別及び解体材の分別をこまめにし処分をお願いします。

**14. 継続・新規教育修了者には**

安全ステッカーを各位置に貼って下さい。(テプラ可)



受講修了者ステッカー



正面



右側面



後頭部

**1 耐用年数**

●耐用年数の過ぎた保護帽は、安全のため、異常が認められなくても使用しないでください。(日本ヘルメット工業会「保護帽の取扱いマニュアル」に基づく)

材質	廃棄・交換標準
ABS、PC、PE製 (熱可塑性樹脂)	異常が認められなくても3年以内
FRP製 (熱硬化性樹脂)	異常が認められなくても5年以内
電鍍材	異常が認められなくても1年以内

スローガン



**イエローレッドカード制度**

軽微なルール違反: イエローカード(3回目退場)  
 重大なルール違反(安全帯未使用): レッドカード(即退場)



実施日: \_\_\_\_\_ 年 月 日

1次会社名: \_\_\_\_\_

所属会社名: \_\_\_\_\_

名前(サイン): \_\_\_\_\_

※この用紙は回収しません。工事が終わるまで大事に活用して下さい。